法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百九十号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第一項中「補てんされる」を「補塡される」に改め、同項第一号中「滅失し」を「滅失し、」に、「当該滅失」を「その滅失」に、「附随費用」を「付随費用」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　災害により当該資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該資産を事業の用に供することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過した日）の前日までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用に係る損失の額

イ　災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

ロ　当該資産の原状回復のための修繕費

ハ　当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

第百十六条第一項に次の一号を加える。

三　災害により当該資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の法人税法施行令第百十六条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（災害による繰越損失金の範囲）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度において生ずる同項第二号又は第三号に掲げる損失の額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた改正前の法人税法施行令第百十六条第一項第二号（災害による繰越損失金の範囲）に掲げる損失の額については、なお従前の例による。

財務大臣　安住　淳

内閣総理大臣　野田　佳彦

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百九十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に、「第二十九条」を「第二十九条の七」に、「第三十二条の二」を「第三十二条の三」に、「第三十七条」を「第四十一条」に、「第三十八条・第三十九条」を「第四十二条・第四十三条」に改める。

第一条第三項中「「事業年度」」の下に「、「中間申告書」」を、「「棚卸資産」」の下に「、「確定申告書」」を加え、「、「適格現物分配」、「適格合併」、「合併法人」」を削り、「「連結事業年度」」の下に「、「連結親法人」、「連結確定申告書」、「連結完全支配関係」、「連結所得」、「適格合併」」を加え、「「分割承継法人」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」」を「「適格現物分配」」に、「「連結親法人」、「連結完全支配関係」、」を「「合併法人」、「分割承継法人」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「連結中間申告書」又は」に改め、「又は「連結所得」及び「、第五号、第七号」を削り、「第十三号」を「第十四号」に、「第二十一号」を「第二十三号」に、「第二十三号から第二十五号まで、第二十九号」を「第二十七号、第二十八号」に、「又は第三十四号」を「、第三十五号又は第三十六号」に、「、棚卸資産」を「、中間申告書、棚卸資産、確定申告書」に、「適格現物分配、適格合併、合併法人、連結事業年度」を「連結事業年度、連結親法人、連結確定申告書、連結完全支配関係、連結所得、適格合併」に、「分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人」を「適格現物分配」に、「連結親法人、連結完全支配関係、」を「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人、連結中間申告書又は」に改め、「又は連結所得」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第六章において「酒類」とは、法第二条第四項第三号に規定する酒類をいう。

第二条第三項中「特例損失金額（次条において「特例損失金額」という。）」を「損失対象金額」に、「有する法第四条第一項」を「有する同条第一項」に改め、「及び次条第五項」を削り、「平成二十三年分」の下に「以後の年分で当該親族資産損失額が生じた年分」を加え、「平成二十三年に」を「当該親族資産損失額が生じた年に」に改める。

第三条第一項中「のうち法第四条第二項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたもの」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法第四条第一項の規定により所得税法第七十二条第一項の規定が適用される場合における所得税法施行令第二百六条第二項の規定の適用については、同項中「支出」とあるのは、「支出（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四条第二項（雑損控除の特例）に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものに限る。）」とする。

第三条第三項中「特例損失金額」を「法第四条第一項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第五条第一項中「のうち法第六条第五項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたもの」を削り、同条第二項中「棚卸資産震災損失額」を「棚卸資産損失対象額」に改め、同条第三項を削る。

第六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第七条　削除

第七条を次のように改める。